

○厚生労働省令第九十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別表第一（第十二条関係） 一～三百四十六（略） <u>三百四十七</u> <u>フイチン酸カルシウム</u> <u>三百四十八</u>～<u>四百七十五</u>（略）</p> | <p>別表第一（第十二条関係） 一～三百四十六（略） (新設) <u>三百四十七</u>～<u>四百七十四</u>（略）</p> |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。